



令和7年9月2日

見附市定額減税補足給付金（不足額給付）に 一部支給誤りがありました

見附市定額減税補足給付金（不足額給付）の一部に支給誤りがありました。
対象の方に対し深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないようにチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

●内容

令和7年7月31日（木）に発送した見附市定額減税補足給付金（不足額給付）に関する通知について、通知の作成の際に抽出したデータの一部に誤りがあり、市の基準日（6月2日）時点で受給資格のない方に通知書を発送し、給付金を一部誤って支給（振込）したものです。

●原因

不足額給付の支給にあたって、デジタル庁が提供する不足額給付算定ツールを利用していますが、その算定ツールに取り込む基礎データに一部誤ったデータが登録されており、そのデータの確認が不十分であったことが原因です。

●対象者数 計19人

- | | |
|------------------------|-----|
| ・給付済みの給付金の返還を求める方 | 5人 |
| ・給付する通知を出したが給付金を支給しない方 | 2人 |
| ・受給資格を確認するための手続きが必要な方 | 12人 |

●対応

対象者の方へお詫びと手続き等についてのご案内を近日中にお送りします。

手続きが必要な方は、必要な手続きを9月30日（火）までに行うようお願いし、手続き終了後に再判定を行います。

受給資格を満たさない方や支給額が過大となった方ですでに支給済みの方へは返還を求めています。

●再発防止策

今回の事案をふまえ、作業手順として複数職員による確認を徹底することを職員へ周知し再発防止を図ります。

【本件の問合せ先】

市民税務課民税係 担当: 菊地 ☎ (0258) 62-1700 (内線 121)

送信枚数 1 枚（この表紙含む）

発信者：見附市役所 企画調整課 秘書広報室 高橋（内線 315）

☎ (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006

